

平成25年8月21日

環境大臣 石原 伸晃 様

特別区長会 会長 西川 太一郎

容器包装リサイクル法の改正を求める緊急要望

限りある資源を有効に活用し、持続可能な循環型社会を構築するためには、現在容積比で一般廃棄物の6割以上を占める容器包装廃棄物の発生抑制及び適切なりサイクルの推進が不可欠です。

このため特別区においては容器包装廃棄物のリサイクルに努めているところですが、リサイクルに関わる経費のほとんどが自治体の負担となっています。前回の容器包装リサイクル法改正において、再商品化の合理化に寄与する程度を勘案して自治体に金銭が支払われる「市町村への資金拠出制度」が措置されました。しかしながら、リサイクルにおいて大きな比重を占める収集・運搬、選別・圧縮に関わる経費のほとんどは自治体の負担となっており、リサイクルの役割分担における経費負担が、事業者と比べ自治体に対して過重で公正さに欠けるものとなっています。また、他のリサイクル法と異なり容器包装リサイクル法には消費者の経費負担に係る規定がなく、消費者、事業者、自治体間での役割分担が明確になっていません。

国においては今年度容器包装リサイクル法の見直しを予定しており、今後審議会等における検討作業が進められることと思われませんが、適切なりサイクルを推進し循環型社会を構築するために、次の方策を講じるよう特に要望するものであります。

(1) 費用負担・役割分担の明確化

拡大生産者責任の観点から、容器包装廃棄物のリサイクルについては再商品化だけでなく、収集・運搬、選別・圧縮等に係る経費についても、事業者が適切に負担すること。合わせて消費者、事業者及び自治体が連携してリサイクルを推進できるよう、三者の役割分担を明確化すること。

(2) 多様な民間主体の回収システムの構築

拡大生産者責任の一環として、製造・販売事業者による自主回収の拡充など、事業者責任を一層強化していく取り組みを推進すること。

(3) 容器包装の発生抑制の強化

容器包装の発生抑制に繋がるよう、事業者責任の強化・明確化を図ること。